

次の特別教育は無効です

1 特別教育実施者

安全塾

所在地 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1-11

電話 0827-53-3259

- 2 安全塾が発行した別紙1の特別教育に係る「特別教育修了証」は教育時間の不足等により無効です。
- 3 別紙1で示す特別教育に係る「特別教育修了証」により特別教育を実施しているとして、労働者を業務に従事させている事業者は、改めて特別教育（別紙2を参照）の実施が必要です。
- 4 事業者が実施すべき特別教育を外部の者に委託する場合は、事業者は、その教育が労働安全衛生法に定められた教育科目、教育範囲、教育時間どおりに実施されたかについて確認する必要があります。

問い合わせ先

山口労働局 健康安全課

電話 083-995-0373

担当 安全専門官 犬山

無効

特別教育	実施					
	年	月日	月日	月日	月日	月日
安全衛生特別教育規程(第4条) アーク溶接等の業務に係る特別教育	令和元年	5月7日				
安全衛生特別教育規程(第22条) 足場組立て等の業務に係る特別教育	令和2年	4月14日				
安全衛生特別教育規程(第24条) 墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育	令和元年	9月5日	9月11日			
	令和2年	9月28日	10月2日			
	令和4年	4月13日				

特別教育修了証	
	業務
氏名： _____	
(講師) 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1-11 安全塾 代表	

(アーク溶接等の業務に係る特別教育)

第四条 安衛則第三十六条第三号に掲げるアーク溶接等の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

3 第一項の実技教育は、アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法について、十時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
アーク溶接等に関する知識	アーク溶接等の基礎理論 電気に関する基礎知識	一時間
アーク溶接装置に関する基礎知識	直流アーク溶接機 交流アーク溶接機 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 溶接棒等及び溶接棒等のホルダー 配線	三時間
アーク溶接等の作業の方法に関する知識	作業前の点検整備 溶接、溶断等の方法 溶接部の点検 作業後の処置 災害防止	六時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

(足場の組立て等の業務に係る特別教育)

第二十二條 安衛則第三十六條第三十九号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り棧橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	三時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	〇・五時間
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	一・五時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

(墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育)

第二十四条 安衛則第三十六条第四十一号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	一時間
墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。)に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用方法	二時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	〇・五時間

3 第一項の実技教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用方法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のラン	一・五時間

	ヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	
--	---	--